

横浜市民 無料相談会

地元横浜のわたしたちが一丸となり、
あらゆるお悩みを解決致します。

司法書士

横浜西口アシスト 代表司法書士・民事信託士

堀江 直樹



税理士

ベイヒルズ税理士法人 代表税理士

岡 春庭



NPO法人

空き家活用プロジェクト 理事長

清水 貴仁



特別
ゲスト



相談
無料



予約
不要



予約
可能

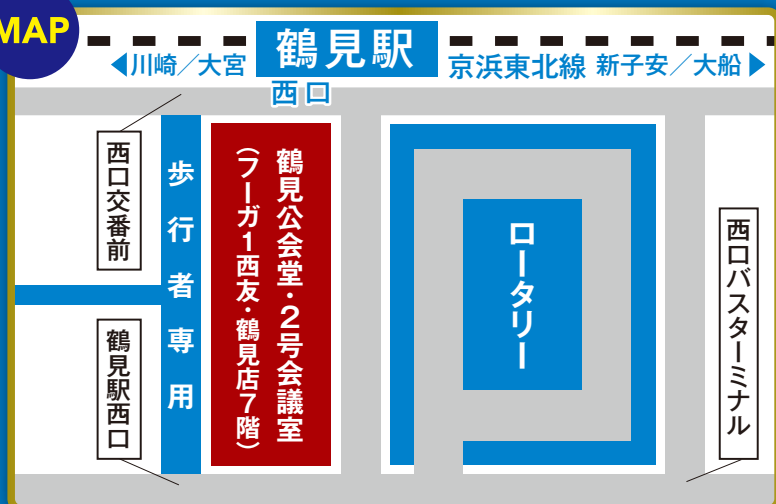


匿名
可能



秘密
厳守

MAP



場所 | 鶴見公会堂 2号会議室

開催日 | 2018年10月20日(土)

時間 | 午前10時～午後4時まで

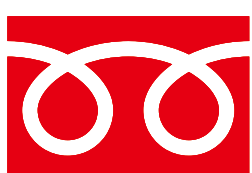
※一組様の相談時間の目安は、30分となります。

※お好きな時間にお越し下さい。※最終受付：午後3時30分

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 7階

※駐車場あり(有料)

●ご予約希望の方は今すぐ! 「チラシを見た」とお伝えください。



0120-91-3353

主催者/全相談予約窓口 司法書士 横浜西口アシスト info@yokohama-law.com

※ご予約いただいた方は優先的にご案内致します。※ご予約が無い方でも当日対応致します。

詳しい相談事例は裏面へ

わたしたちが「解決」します!

司法書士 横浜西口アシスト
代表司法書士・民事信託士

堀江 直樹

〒220-0003
横浜市西区楠町1番地3 BLA横浜西口ビル4階
<http://yokohama-law.com/>
●登録番号 神奈川県司法書士会 第1453号
●簡裁代理権認定番号 第601383号
☎045-620-2505



👤 こんな相談に乗る事ができます

- 相続、遺産分割の詳しい話を聞きたい
- 将来に備えて、遺言、民事信託、家族信託に関する話を知りたい
- 死後の事務手続について不安を解消したい
- 後見制度（任意後見、成年後見）について知りたい
- 不動産売却に関する相談をしたい
- 銀行の不動産融資に関する相談をしたい

ベイヒルズ税理士法人
代表税理士

岡 春庭

〒221-0052
横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階
<http://bayhills.co.jp>
●税理士登録番号 61339号 ●東京地方税理士会所属
☎045-450-6701



💰 こんな相談に乗る事ができます

- 生前贈与、相続、不動産などの税務
- 会社顧問の見直しを含めた税務
- 確定申告全般を知りたい
- 相続税対策について詳しく聞きたい

NPO法人
空き家活用プロジェクト 理事長

清水 貴仁

〒160-0023
東京都新宿区西新宿8-12-1 3階
<http://www.akikatu.jp/>
☎03-3486-0028



🏠 こんな相談に乗る事ができます

- 空き家をどうにかしたい
- 空き家の活用方法を知りたい
- 登記が複雑で分からない
- 空き家対策の助成金について知りたい

＼相談会の日程でご都合のつかない方も／

後日、個別で相談対応致します。

後日相談希望の方は、下記いずれかの方法でご連絡ください。

※キリトリ

045-620-2506

お電話： 0120-91-3353

メール： info@yokohama-law.com

FAX送信用

ご希望の項目にチェックし、必要事項をご記入の上、上記FAX番号までお送りください。

- | | | | |
|---|--|----------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> ご相談先 | <input type="checkbox"/> 司法書士相談希望 | <input type="checkbox"/> 税理士相談希望 | <input type="checkbox"/> どちらかわからないが相談希望 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ご相談方法 | <input type="checkbox"/> 来所による相談（無料） <input type="checkbox"/> 電話・メールによる相談（無料） | | |
| | <input type="checkbox"/> 出張による相談（ご依頼がある場合は無料。相談のみは有料・横浜市内 5,000円）
※ご来所の方へ 【税理士事務所】横浜駅東口徒歩5分 【司法書士事務所】横浜駅西口徒歩8分です。 | | |

ご住所（任意）

氏名（任意）

電話番号（任意）

メール（任意）

弊所は、法令等を順守した適切な個人情報の取得、利用および提供を行うとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

FAXの方は、原稿挿入口に矢印の方向に差し込んでください。